

## 第22号の2様式記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式、第20号の2様式、第20号の4様式、第21号様式又は第22号様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人税法の規定によって計算した法人税額」	<p>(1) 第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとにそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、この欄の上段の（ ）内に記載された金額がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。）</p> <p>(ロ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の13の欄の金額</p> <p>(ハ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の13の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の10の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の12の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p> <p>(2) 第20号の4様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表19(1)の7の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額））を記載します。</p> <p>(3) 第21号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表21(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。</p> <p>(4) 第22号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表21(2)）の7の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人（清算中の法人を除きます。）は、記載しないでください。</p>
2 「試験研究費の額又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額」	<p>(1) 第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額等に係る税額控除）第2項（特別試験研究費に係る税額控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6(6)）の22の欄の金額</p> <p>(ロ) 租税特別措置法第42条の4第6項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）又は第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第42条の12第1項（教育訓練費の増加額等に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(25)）の7の欄の金額</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人（清算中の法人を除きます。）は、記載しないでください。</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(二) 租税特別措置法第42条の12第1項（教育訓練費の増加額等に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等に限り、）及び第2項（中小企業者等の教育訓練費に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>(2) 第21号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表21(1)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。</p>	
3「みなし配当の25%相当額の控除額」	<p>(1) 第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(イ) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の42の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(ロ) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の34の欄の金額</p> <p>(ハ) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の31の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(2) 第21号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書（別表21(1)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を記載します。</p>	連結法人及び連結法人であった法人（清算中の法人を除きます。）は、記載しないでください。
4「還付法人税額等の控除額」	第20号様式、第20号の4様式又は第21号様式の申告書に添付する場合に第20号様式別表2の3の の計欄の金額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人（清算中の法人を除きます。）は、記載しないでください。
5「退職年金等積立金に係る法人税額」	第20号様式及び第20号の2様式の申告書に添付する場合に法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。
6「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額」	第22号様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表21(2)）の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	
7「当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額」	第21号様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表21(1)）の7の欄の金額を記載します。	
8「差引計」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 第20号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 + - - + の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の欄の金額</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人 の金額</p> <p>(3) 第20号の4様式の申告書を提出する法人 - の金額</p> <p>(4) 第21号様式の申告書を提出する法人 + - - + の金額</p> <p>(5) 第22号様式の申告書を提出する法人 + の金額</p> <p>この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
9「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
10「分割基準及び分割課税標準額」	<p>(1) 「従業者数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付してください。</p> <p>この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人にあっては当該解散の日の属する事業年度又は連結事業年度をいいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(イ)から(ロ)までに掲げる事務所等にあっては、それぞれ(イ)から(ロ)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(イ) その算定期間の中で新設された事務所等 その算定期間の末日現在の従業者数 ×</p> $\frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>(ロ) その算定期間の中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数 ×</p> $\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>(ハ) その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等</p> $\frac{\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{その算定期間の月数}}$ <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。</p> <p>(2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) の欄の金額を「合計」の欄の従業者の数で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。</p> <p>(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	